1調査請求の対象となった者		成石曲空田豆芸両豆和米自の光田の構成(パク		1 married days 1 magnetic	
2調査請求の概要	(ポチ提出の調査請求書を改変)				
2词直前水の概要					
3調査の方法		ア取手新時代をひらく会(代表:藤井信吾市長)			
	文書による調査を依頼した者	<u>イ寄附者甲</u>			
	人自になる両直で取扱した自	ウ乙株式会社			
		工茨城県南水道企業団(企業長:藤井信吾企業長)			
4調査結果(結論)	当審査会において調査した結果,本件調査	<u>査した結果、本件調査請求に係る案件は、条例第4条第5号前段ないし後段のいずれの政治倫理基準にも該当するとはいえないと判断する。</u>			
5調查結果(本文)	(1) 明らかな事実				
	(2) 3330 0.334				
	(2) 第1~第3寄附が条例第4条第5号前段に該当するとの請求について	ア第1~第3寄附が乙株式会社からの寄附に該当するか	(ア)条例第4条第5号前段の寄附主体		
			/ / / フルークリング 4 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2		
			(イ) 乙株式会社が第1~第3寄附を行ったか		
		イ第1〜第3寄附が実質的に乙株式会社からの寄附といえるか	(ア) 乙株式会社資産からの直接支出の有無		
			(イ) 乙株式会社が企業団の工事を落札したことと寄附との関連性の有無	a 第1~第3寄附と企業団の工事の関係性	
				bひらく会の代表である市長が受注選定に関与するか	
				c第1~第3寄附によって乙株式会社が有利になったか	
				d結語	
				O給語	
		ウ結論	第1~第3 寄附はいずれも乙株式会社によるひらく会への寄附ではないと認められることから、寄附者甲からの寄附が、条例第4条第5号前段にある「会社その他の団体からの寄		
			附」に該当するとは認められない。		
			式会社からの客附であるとの特段の事情もない。		
			ない。 よって、第1-第3高附係条例第4条第5号前段に該当するとはいえない。		
			ようし、第1~第3首附が余例第4条第5号削校に該当りるとはいんない。		
		ア条例第4条第5号後段の寄附主体と条例第4条第5号後段			
		該当性			
		イ政治的又は道義的批判を受けるおそれのある寄附に該 当するか	(=) D(d = (+m - 5; m = 0 + 0 + m + + + + + + + + + + + + + + + +		
			(ア) 別紙入札結果一覧番号2の工事と企業長の関与の有無		
			(イ) 乙株式会社が入札した工事の落札状況の変動の有無		
			(ウ) 政治的又は道義的批判を受けるおそれのある奇附に該当するか		
				別紙入札結果一覧番号1~26の最終業者選定に際して市長は規程上最終決定権を有し	
				おらず、かつ市長が別紙入札結果一覧番号1~26に関与をした形跡も認められず、市	
				が乙株式会社に対し便宜を図つた事実や影響力行使の事実もうかがわれないのである	
	(3) 第1寄附が別紙入札結果一覧番号2との関係で条例第4条第5号後段に該当するとの請求について			ら、 そのような市長に対して寄附者甲が寄附をした第1寄附が、客観的に外部からみ	
				政治的又は道義的批判を受けるおそれがある寄附であるということはできない。	
		ウ結論	これらの事情を総括すると 寄附者甲からの寄附は 乙株式会社による寄附 すな	わち企業からの寄附と判断することはできないことに加え,企業団の各規程では別紙入札給	
			上からすると、別紙入札結果一覧番号2の指名業者最終選定において企業団の企業長を兼ねている市長が関与していたとは認められない。		
			<u>にグランスに、内部へへにの本、東南ランとの古来自政策的なにない。正本はグルネスであれるといっかっては、大阪では、大阪では、大阪では、大阪では、大阪では、大阪では、大阪では、大阪で</u>		
			つき各規程で指名業者選定の最終決定権者とされていないこと。別紙入札結果一覧番号3以降の入札結果でも乙株式会社が落札できなかった件数が多数であったことからする		
			と,別紙入札結果一覧番号2との関係で第1寄附が乙株式会社から市長に対する受注の謝礼であると認定することはできず, さらに別紙入札結果一覧番号1〜26の最終業者選定		
			に際して市長は規程上最終決定権を有しておらず,かつ市長が別紙入札結果一覧番号1~26に関与をした形跡も認められず,市長が乙株式会社に対し便官を図つた事実や影響力		
			行使の事実もうかがわれないのであるから、そのような市長に対して寄附者甲が寄附をした第1寄附が、客観的に外部からみて政治的又は道義的批判を受けるおそれがある寄附		
			であるということはできない。		
			よって、第1寄附について、別紙入札結果一覧番号2との関係で条例第4条第5号後段に該当するということもできない。		
		S. J. TALBITILE JV. V. INBUVILIDIA REBITAL CURINI CHUPTARIJ TREVILIDIA J V. V. J. C. L. U. C. (4V.)			
	(4) 総括	以上のことから、本件調査請求において条例第4条第5号前段ないし後段の政治倫理基準に該当するとして請求されている第1~第3寄附についてはいずれも、条例第4条第5号前段ないし後段の政治倫理基準に該当するとはいえず、「4』			
		査結果(結論)」のとおり判断するものである。			
	de tara de de la contra del la contra del la contra del la contra del la contra de la contra de la contra del la contra	CONTRACTOR AND			
6付言	収文報告書の記載は止催に行つ必要かあり	_{ララ} 必要があり,市民から疑義を持たれることのないよう,政治団体としての事務の執行には注意されたい。			